

防衛省訓令第 1 2 0 号

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第 1 5 条に基づく土地の使用等に関する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 8 月 2 5 日

防衛大臣 小池 百合子

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第 1 5 条に基づく土地の使用等に関する訓令

(通則)

第 1 条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 3 号。以下「法」という。）第 1 5 条の規定に基づく土地の使用等については、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成 1 6 年政令第 2 7 8 号。以下「施行令」という。）第 2 条ただし書の規定の適用がある場合を除き、法、施行令

及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成１６年内閣府令第７５号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（地方公共団体との連絡）

第２条 地方防衛局長は、法第１５条第１項の規定による土地又は家屋の使用（以下「土地等の使用」という。）に関し、関係する地方公共団体との緊密な連絡を図るものとする。

（所有者及び占有者の確認）

第３条 地方防衛局長は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める者を、速やかに登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類による調査その他の方法により、確認しなければならない。

（１） 土地等の使用を行おうとする場合 土地等の所有者及び占有者

（２） 法第１５条第２項の規定による立木等（以下

「立木等」という。)の移転又は処分を行おうとする場合 立木等の所有者

(3) 法第15条第3項の規定による家屋の形状の変更を行おうとする場合 家屋の所有者
(立入検査)

第4条 法第15条第4項において準用する自衛隊法(昭和29年法律第165号)第103条第15項の規定による通知は、別記第1号様式による土地等立入通知書により行うものとする。

2 法第15条第4項において準用する自衛隊法第103条第16項に規定する身分を示す証明書は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)第23条に規定する身分証明書とする。

(所有者及び占有者の確認報告)

第5条 地方防衛局長は、第3条の確認の結果を地方協力局長に報告するものとする。この場合において、地方防衛局長は、法第15条第4項において読み替えて

準用する自衛隊法第103条第13項の規定による立入検査を行ったときは、その結果を併せて報告するものとする。

(公用令書の交付等)

第6条 地方防衛局長は、土地等の使用を行おうとする土地等について、アメリカ合衆国政府との間でその提供に関する協定が締結されたときは、速やかに、必要な公用令書の交付（法第15条第4項において読み替えて準用する自衛隊法第103条第7項の規定による公用令書の交付をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の公用令書の交付を行った後、アメリカ合衆国政府との間で前項の協定の内容について変更が生ずることとなる協定の締結がされた場合その他の場合において、当該公用令書の交付に係る処分全部又は一部の取消しを行う必要があるときは、遅滞なく、当該取消しに係る公用取消令書の交付（施行令第1条において読み替えて準用する自衛隊法施行令

（昭和 29 年政令第 179 号）第 135 条の規定による公用取消令書の交付をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

（公用令書の交付等の完了報告）

第 7 条 地方防衛局長は、公用令書の交付を完了したとき、及び公用取消令書の交付を完了したときは、それぞれその旨を地方協力局長に報告するものとする。

（申請書の受理）

第 8 条 地方防衛局長は、法第 15 条第 4 項において読み替えて準用する自衛隊法第 103 条第 10 項の規定による損失の補償を受けようとする者（以下「申請者」という。）から施行規則第 3 条に規定する損失補償申請書を受理したときは、遅滞なく、防衛大臣に当該申請書の写しを送付するものとする。

（補償調書の作成等）

第 9 条 地方防衛局長は、申請者から損失補償申請書を受理した後、遅滞なく、補償すべき損失がないと認めるときは損失補償申請書の内容が補償すべき損失でな

いことを明らかにする書面（以下単に「書面」という。）を、補償すべき損失があると認めるときは駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）及びその関係評価基準の相当規定の例により当該損失の補償額を算定し、損失補償調書その他参考となる書類（以下「調書等」という。）を作成するものとする。

2 地方防衛局長は、書面又は調書等を作成したときは、その写しを防衛大臣に送付するものとする。

（補償額の決定等）

第10条 防衛大臣は、地方防衛局長から書面又は調書等の写しの送付を受けたときは、その内容を審査し、損失の有無又は補償額を決定し、遅滞なく、別記第2号様式による損失補償決定通知書により申請者に通知するとともに、その写しを地方防衛局長に送付するものとする。

2 防衛大臣は、損失の有無又は補償額を決定するに当たり、調書等の内容を変更した場合には、その旨を地

方防衛局長に通知するものとする。

（補償金の交付等）

第 1 1 条 地方防衛局長は、補償金を交付するときは、補償を受けるべき者から別記第 3 号様式による同意書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長は、補償金を交付したときは、遅滞なく、同意書の写しを添付した別記第 4 号様式による損失補償支払完了報告書により防衛大臣に報告するものとする。

（異例なものの処理）

第 1 2 条 地方防衛局長は、異例なものの処理については、防衛大臣の指示を受けなければならない。

（委任規定）

第 1 3 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。